○　招　集　告　示

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第３３号

令和８年第３回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和８年７月２８日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長　小　川　尋　海

記

１　期　　日　令和８年８月４日（火）
２　場　　所　坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議場

○会　　期
令和８年８月４日　１日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（８名）

１番	小 川 未奈子 議員	２番	波多野 功 和 議員
３番	吉 原 正 洋 議員	４番	山 中 基 充 議員
５番	大 山 嘉代子 議員	６番	髙 橋 剣 二 議員
７番	柴 田 文 子 議員	８番	長谷川 清 議員

不応招議員（なし）

令和８年第３回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会

○議事日程（第１号）　令和８年８月４日

日程第　１　諸般の報告
日程第　２　議席の一部変更及び議席の指定
日程第　３　会議録署名議員の指名
日程第　４　会期の決定
日程第　５　副議長の選挙
日程第　６　令和８年第１回議会定例会における発言の訂正について
日程第　７　議案第　７号　坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任について
日程第　８　議案第　８号　坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　９　議案第　９号　坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第１０　議案第１０号　令和７年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計決算の認定について

午前１０時００分開会

出席議員（８名）

１番	小　川　未奈子　議員	２番	波多野　功　和　議員
３番	吉　原　正　洋　議員	４番	山　中　基　充　議員
５番	大　山　嘉代子　議員	６番	髙　橋　剣　二　議員
７番	柴　田　文　子　議員	８番	長谷川　　清　議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

企業長	小　川　尋　海	副企業長	石　川　　清
監査委員	佐　藤　浩　一	事務局長	小　林　　栄
事務局次長	髙　橋　俊　行	総務課長	坂　本　一　史
財務課長	波　田　敦　也	給水課長	千　葉　晋　彦
施設課長	新　堀　　迅		

事務局職員出席者

書記	新　井　広　高	書記	藤　原　真　吾
書記	髙　篠　　保		

◎開会及び開議の宣告　　（午前１０時００分）

○**山中基充議長**　現在の出席議員は８人全員であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和８年第３回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議長開会の挨拶

○**山中基充議長**　会議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和８年第３回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には公私ともご多用の中、全員のご出席をいただき、ここに開会できますことを心より御礼申し上げます。

令和８年７月28日、熊本県熊本地方を震源とする最大震度７を記録する大規模な地震が発生いたしました。お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

また、現地では断水も広範囲に発生しているため、現在多くの水道事業体が応援給水に駆けつけているようです。命の危険を感じる猛暑の中、過酷な状況において被災者救済のためご尽力されている方々に深く敬意を表します。

さて、埼玉県企業局の県水料金が27年ぶりに改定され、本年４月より21％の値上げが実施されました。人口減少などに伴う給水収益の減少や物価高騰に伴う経費の上昇、老朽化した施設や管路の更新など様々な課題を抱える中、経営基盤を強化し、将来にわたり安全かつ安定的に運営していくことは、水道事業者に課せられた最大の使命であります。そのため、令和７年度に水道料金の適正化を図るため、水道料金審議会が開催され、その答申に基づき今定例会において持続可能な水道事業に向けた水道料金の改定に関する議案が提出されております。本議案を含め、本日提出されました議案は４件でございます。

何とぞ慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てが終了できますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

◇

◎企業長の挨拶

○**山中基充議長**　企業長から発言を求められておりますので、これを許可します。

小川企業長。

○**小川尋海企業長**　議員の皆様、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、開会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

初めに、令和８年７月28日に発生しました熊本地震により犠牲となられた皆様にお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた皆様には心よりお見舞いを申し上げます。現在も多くの方が不安なときを過ごしているところと存じます。被災地の全ての皆様の安全と一刻も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

さて、本日ここに、令和８年第３回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。当面する重要案件につきましてご審議いただきますことは、当企業団の発展のため誠にありがたく、厚く御礼を申し上げます。

去る４月22日に行われました坂戸市議会臨時会におきまして、このたび水道企業団議会議員にめでたくご当選されました波多野功和議員、小川未奈子議員には心よりお喜びを申し上げます。議員の皆様におかれましては、今後とも水道事業に格別のご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げました議案は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任について、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について及び令和７年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計決算の認定についての４議案でございます。内容につきましては、後ほど提案理由によりご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。

また、議案についてご審議いただきます前に、令和８年第１回議会定例会における森田文明議員の一般質問に対し、答弁の一部に誤りがございましたので、議会議長宛てに発言訂正申出書を提出し、今定例会の日程に追加させていただくとともに、発言の訂正について許可をいただきたく、お願い申し上げます。

以上、私からの開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

◇

◎諸般の報告

○**山中基充議長**　日程第１、諸般の報告を行います。

去る４月22日、会議規則第137条第１項の規定に基づき中村拡史議員、森田文明議員より議員の辞職願が提出され、同日付けで許可をいたしましたので、同条第２項の規定に基づきご報告いたします。

次に、企業長から令和８年第１回議会定例会での答弁に対する発言訂正申出書が提出されております。同じく企業長から令和７年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計継続費精算報告書について、令和７年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書について、令和７年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について及び令和７年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計資金不足比率についてが報告されております。また、監査委員から決算審査意見書、定例監査の結果及び例月出納検査の結果についての報告がありました。これらにつきましては、事前に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎仮議席の指定

○**山中基充議長**　この際、議事の進行上、去る４月22日、坂戸市議会臨時会において坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員に新たに当選されました波多野功和議員、小川未奈子議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◇

◎諸報告

○**山中基充議長**　次に、今定例会の議事日程及び出席いたします議事説明者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

◇

◎議席の一部変更及び議席の指定

○**山中基充議長**　日程第２、議席の一部変更及び議席の指定を行います。

先般の坂戸市議会臨時会において、波多野功和議員、小川未奈子議員が当企業団議会

議員に当選されたことに関連し、会議規則第４条第２項の規定により、議長において、１番、吉原正洋議員を３番に、２番、大山嘉代子議員を５番に変更し、今回新たに当選されました小川未奈子議員の議席を１番に、波多野功和議員の議席を２番に指定いたします。

議席番号に従いまして、それぞれ議席へご着席願います。

ここで暫時休憩といたします。

休憩　午前１０時０８分

再開　午前１０時０９分

○**山中基充議長**　再開いたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○**山中基充議長**　日程第３、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、

２　番　　波多野　功　和　議員

３　番　　吉　原　正　洋　議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○**山中基充議長**　日程第４、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日１日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○**山中基充議長**　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日とすることに決定いたしました。

◇

◎議案の朗読省略

○山中基充議長　お諮りいたします。

あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長　ご異議なしと認めます。

よって、あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することに決定いたしました。

◇

◎副議長の選挙

○山中基充議長　日程第５、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。副議長の選挙は、指名推選の方法をとりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長　ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選において行います。

お諮りいたします。指名については、柴田文子議員において指名することといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長　ご異議なしと認めます。

よって、柴田文子議員において指名することに決定いたしました。

柴田文子議員、指名をお願いいたします。

○７番　柴田文子議員　副議長は波多野功和議員でお願いいたします。

○山中基充議長　ただいま柴田文子議員において指名いただきました波多野功和議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました波多野功和議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました波多野功和議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第２項の規定による当選の告知をいたします。

◇

◎副議長就任の挨拶

○**山中基充議長**　波多野功和議員、自席において就任のご挨拶をお願いいたします。

○**波多野功和副議長**　ただいまご推挙いただき副議長の職を賜りました波多野功和です。微力ではございますが、山中議長を補佐し、皆様方のお力添えをいただきながら公平かつ円滑な議事運営に最善を尽くしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○**山中基充議長**　副議長の選挙に当たりましてご協力いただき、ありがとうございました。

◇

◎令和８年第１回議会定例会における発言の訂正について

○**山中基充議長**　日程第６、令和８年第１回議会定例会における発言の訂正についてを議題といたします。

小林事務局長から発言の許可を求められておりますので、これを許可します。

小林事務局長。

○**小林　栄事務局長**　発言の許可をいただき、ありがとうございます。令和８年第１回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会における一般質問の発言訂正の申出についてご説明いたします。

令和８年２月４日に開催された令和８年第１回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会において、森田文明議員から行われました一般質問に対しまして一部誤った答弁をしてしまいましたので、訂正をお願いするものでございます。

訂正したい箇所につきましては、水道水へのフッ素添加の費用に関する答弁の中で、「ランニングコストにつきましては、横須賀の米軍基地内の居住区において行われている例を参考に、当企業団の規模に合わせて試算を行いました結果、概算ではございますが、年間約39億円の費用が見込まれる」と申し上げましたが、正しくは「ランニングコストとして年間約4,000万円の費用が見込まれる」の誤りでございました。発言に誤りがありましたことをおわび申し上げますとともに、答弁の訂正につきまして、何とぞご

許可をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○**山中基充議長**　以上で内容の説明を終わります。

このことについて質疑はございますか。

〔「なし」の声〕

○**山中基充議長**　お諮りいたします。

ただいま令和８年第１回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会における森田文明議員の一般質問に対する答弁について、発言訂正申請書に記載した部分について訂正をしたい旨の申出がありました。この申出のとおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○**山中基充議長**　ご異議なしと認めます。

よって、訂正の申出を許可することに決定いたしました。

◇

◎議案第７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**山中基充議長**　日程第７、議案第７号　坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

小川企業長。

○**小川尋海企業長**　ただいま議題となっております議案第７号　坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、監査委員、長谷部博之氏の任期が、令和８年10月15日をもって満了することに伴い、後任として齊藤隆氏を選任することについて協議いたしましたところ、内諾をいただきましたので、地方公営企業法第39条の２第５項の規定により、同意をいただきたく提出するものであります。

慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○**山中基充議長**　これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○**山中基充議長**　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○**山中基充議長**　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第７、議案第７号　坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○**山中基充議長**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇

◎議案第８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**山中基充議長**　日程第８、議案第８号　坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

小川企業長。

○**小川尋海企業長**　ただいま議題となっております議案第８号　坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○**山中基充議長**　これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○**山中基充議長**　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○**山中基充議長**　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第８、議案第８号　坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山中基充議長　日程第９、議案第９号　坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

小川企業長。

○小川尋海企業長　ただいま議題となっております議案第９号　坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

当企業団の水道料金は、平成22年４月１日施行の値下げ改定以降、現行の料金体系を維持してまいりましたが、この間、給水人口の減少、節水型社会の進展、物価高騰による事業費の増加、加えて令和８年４月から年間配水量の８割以上を占める埼玉県用水供給事業の料金が平成11年以来27年ぶりに21.0％引き上げられるなど、事業環境は大きく変化しております。そのような中、施設の老朽化への対応や地震、災害等に備えた施設の強靭化など今後の更新事業に対応していくためには、現状の内部留保資金及び企業債の活用のみでは対応が困難であり、将来にわたり安定した事業運営を行うため、経営基盤の強化が必要となっております。つきましては、安心安全な水道を次世代につなぐため、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道料金審議会の答申に基づき、水道料金の改定を行いたく、この案を提出するものです。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○山中基充議長　これより質疑に入ります。

５番、大山嘉代子議員。

○５番　大山嘉代子議員　５番、大山嘉代子です。ただいま議題となっております議案第

９号　坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について５点質疑を行います。

１点目は、今回、水道料金の値上げが必要となった経緯について、２点目は、令和８年４月から値上げとなった県水について、３点目、水道料金審議会において本日提出された改定料金案が選ばれた理由について、４点目は、基本料金・従量料金の改定率について、５点目は値上げによる水道料金滞納への対応についてです。

最初に１点目、今回、水道料金の値上げが必要となった経緯についてですが、今先ほど企業長から提案理由のご説明もありましたが、今回、水道料金の値上げが必要となった経緯について、もう少し詳しくお聞かせください。

○山中基充議長　波田財務課長。

○波田敦也財務課長　大山議員のご質疑にお答えいたします。

当企業団の水道料金は、平成22年４月に改定して以来、17年間、現行の料金体系を維持してまいりました。なお、平成22年の改定は3.02％の値下げであったことから、値上げとなりますと、消費税率の変更によるものを除き、平成５年４月以来34年ぶりとなります。この間、給水人口は平成28年度をピークに減少に転じており、人口減少や節水機器の普及、生活様式の変化などにより水需要が長期的に低迷する中、水道料金収入も減少しております。一方で、電気料金、薬品費、資材価格、人件費、委託料などの上昇により事業運営に必要な経費は増加しております。また、老朽化した水道施設や管路の更新、耐震化についても計画的に進めていく必要がございます。

こうした状況を踏まえ、これまでも経営効率化や経費削減に取り組んでまいりましたが、令和５年３月に策定した総括原価及び料金算定報告書においても、将来的には料金改定が必要との結果が示されておりました。その時点では、現金預金の取崩しや企業債の発行などを踏まえ、令和９年度までは現行料金を維持することとしておりました。そのような中、令和８年度から埼玉県の水道用水供給事業の料金が21.0％引き上げられることとなり、県水への依存度が高い当企業団にとって、その影響は非常に大きく、年間約２億3,000万円の受水費の増加が見込まれることとなりました。このことを大きな契機として中期経営計画の見直しを行うとともに、令和９年４月の料金改定を目指し、令和９年度から令和14年度までの６年間を算定期間として、改めて料金算定を行ったものです。

以上でございます。

○山中基充議長　５番、大山嘉代子議員。

○５番　大山嘉代子議員　２点目、令和８年４月から値上げとなった県水についてです。

県水と自己水の割合について、５年ごとに、現在、５年前、10年前、15年前、20年前についてお伺いします。

○**山中基充議長**　髙橋事務局次長。

○**髙橋俊行事務局次長**　お答えいたします。

自己水の割合については、令和７年度で16％、令和２年度で18％、平成27年度で18％、平成22年度で17％、平成17年度で19％となっており、県水と自己水の割合は、おおむね８対２となります。

以上でございます。

○**山中基充議長**　大山嘉代子議員。

○**５番　大山嘉代子議員**　再質疑をさせていただきます。

それでは、５年ごとの自己水の割合を答弁していただきましたが、ほぼ20年間、県水と自己水の割合がおおむね８対２とのことでした。では、自己水を増やすことにより改定率の抑制を図ることについてお伺いします。

○**山中基充議長**　髙橋事務局次長。

○**髙橋俊行事務局次長**　お答えいたします。

自己水の割合を増やすことについては、取水ポンプの運転時間を増やすことになりますが、井戸の状態と取水ポンプの長寿命化を考慮し、１日当たり10時間程度で運用する必要があり、これ以上の運転時間の増加は避けたいと考えております。

次に、各井戸の認可水量と適正揚水量についてですが、各井戸の認可水量の合計は、年間537万4,990立方メートルです。また、各井戸の適正揚水量による１日当たり10時間運転での合計は456万4,800立方メートルであり、浄水率、すなわち取水した水量のうち浄水となるのが90％程度ですので、これを考慮すると410万8,320立方メートルとなります。これは、令和７年度の配水量に対して約21.6％を占める割合となり、仮に適正揚水量により取水した場合の実績取水量との差分については、渇水による県水受水制限等の有事に対する予備力として想定しております。

続いて、井戸の新規掘削についてですが、坂戸市、鶴ヶ島市は、埼玉県生活環境保全条例において第１種指定地域に指定され、井戸の掘削規制の対象地域となっています。設置するポンプの吐き出し口の面積が６平方センチメートル以上になると許可が必要ですが、企業団ではこの場合に課される許可条件をクリアすることが困難であることから、新たな場所に新規で掘ることは不可能となります。

結論といたしまして、井戸の能力として余剰が若干ありますが、近年、取水ポンプの故障が多発しており、過剰な取水ポンプの運転は、故障のリスクを伴うため避けたいと

考えております。また、県条例により新規に井戸を掘削することはできないことから、現状を超える自己水の取水は困難と考えております。

以上でございます。

○**山中基充議長**　５番、大山嘉代子議員。

○**５番　大山嘉代子議員**　再々質疑をさせていただきます。

今の県水の割合は、令和９年度から84.8％。しかも、この自己水は、今以上取水することが難しいとの答弁でした。埼玉県水が上がるたびに本水道企業団の経営に大きな影響を与えることは確実であります。今回、県水の改定率が21％となりました。その影響で約２億3,000万円の加算となる事業計画を設定しました。これから先、このようなことが起こらないとは限りません。むしろ出てくる可能性があります。そこで、今後のさらなる県水値上げの見通しについてお伺いします。

○**山中基充議長**　波田財務課長。

○**波田敦也財務課長**　お答えいたします。

県水の料金につきましては、令和７年度から令和10年度までを料金算定期間として設定されており、その後の料金については、現時点で具体的な改定内容は示されておりません。今後、県水の料金がさらに引き上げられる可能性は否定できないものと認識しておりますが、現時点でその時期や改定率などを見通すことは困難であります。当企業団といたしましては、県水への依存度が高く、その料金改定が経営に大きな影響を及ぼすことから、今後の県の動向を注視し、必要に応じて適切に対応してまいります。

以上でございます。

○**山中基充議長**　５番、大山嘉代子議員。

○**５番　大山嘉代子議員**　それでは、次に３点目、審議会における改定料金案についてですが、改定料金案②を選んだ理由についてお伺いします。

○**山中基充議長**　波田財務課長。

○**波田敦也財務課長**　お答えいたします。

今回の料金改定案につきましては、第４回水道料金審議会において、それまでの審議を踏まえ、物価高騰下における家計への影響を可能な限り抑えること、将来にわたり水道事業を安定的に継続するため企業団が健全経営できること、特定の世代や利用者層に過度な負担がかからないよう将来負担の平準化を図ることの３つの視点から、水道料金算定要領に最も忠実な改定料金案①、使用水量ごとの県内平準化を図るとともに、家計への負担に配慮した改定料金案②、案①と案②の中間案である改定料金案③の比較検討が行われました。その結果、いずれの案についても、令和９年度から令和14年度までの

６年間で必要となる総括原価を回収でき、安定した事業運営に必要な資金を確保できることを確認した上で、利用者の大部分を占める一般家庭への負担に最大限配慮することが適当であるとの意見が最も多く出されました。

こうしたことから、将来の事業環境の変化も考慮しつつ、今回の料金改定においては、利用者の大部分を占める一般家庭への負担をできる限り抑制することが適当であるとの判断に至り、改定料金案②が現時点において最も妥当であるとの結論に至ったものであります。その結論が答申として示されたことを受け、当企業団といたしましては、この答申を尊重し、その内容を踏まえて今回の改定料金案を提出したものであります。

以上でございます。

○**山中基充議長**　５番、大山嘉代子議員。

○**５番　大山嘉代子議員**　再質疑させていただきます。

それでは、今回の値上げの平均改定率は何％かお伺いします。

○**山中基充議長**　波田財務課長。

○**波田敦也財務課長**　お答えいたします。

平均改定率は36.33％です。

以上でございます。

○**山中基充議長**　５番、大山嘉代子議員。

○**５番　大山嘉代子議員**　再々質疑をさせていただきます。

１か月当たり口径13ミリメートルで10立方メートル、口径20ミリメートルで20立方メートル使用時の値上げ率（改定率）ですが、と２か月当たりの料金をお聞かせください。

○**山中基充議長**　波田財務課長。

○**波田敦也財務課長**　お答えいたします。

１か月当たり口径13ミリメートルで10立方メートル使用時の改定率は11.5％、２か月当たりの改定後の料金は、税込み3,190円となります。また、１か月当たり口径20ミリメートルで20立方メートル使用時の改定率は28.7％、２か月当たりの改定後の料金は、税込み7,106円となります。

以上でございます。

○**山中基充議長**　５番、大山嘉代子議員。

○**５番　大山嘉代子議員**　それでは、次に４点目、基本料金・従量料金の改定率についてです。

本水道企業団が令和９年度から令和14年度までの事業計画において、水道料金を口径20ミリメートルでは基本料金が750円（消費税を含めて825円）から1,230円（消費税含

め1,353円）に改定され、改定率がここのところは64％と非常に高い数字が示されています。従量料金（水量料金）についても、20立方メートルから50立方メートルと平均的に使用する家庭の層に改定率59％と、数値がここに集まっています。この辺りの根拠を教えていただければと思います。

○**山中基充議長**　波田財務課長。

○**波田敦也財務課長**　お答えいたします。

基本料金及び従量料金の改定率につきましては、今回の料金算定期間において必要となる総括原価を基に、基本料金と従量料金の負担割合や、各水量区分における利用者の負担状況などを考慮して設定したものであります。基本料金については、特に20ミリメートルの口径が一般家庭で多く使用されていることから、その負担については十分に配慮する必要があると考えております。

一方で、人口減少や節水型社会の進展により水需要の減少が見込まれる中、安定した事業運営を行うためには、使用水量の変動に左右されにくい基本料金による収入を一定程度確保する必要があります。このため、今回の改定では、料金収入に占める基本料金の割合を現行の約29％から約34％へ引き上げることといたしました。ただし、基本料金の割合をさらに引き上げた場合には、20ミリメートルなど一般家庭で多く使用される口径への負担がより大きくなることから、審議会においても基本料金割合の引上げ幅を５％程度にとどめることが適当であるとの議論がなされたところです。こうした考え方に加え、料金体系全体のバランスを考慮した結果、20ミリメートルの基本料金については、現行の750円から1,230円となり、改定率は64％となっております。

また、20立方メートルを超え50立方メートルまでの従量料金につきましては、一般家庭に加え、一定の水量を使用する事業所なども含まれる水量区分です。この区分については、現行の124円から197円となり、改定率は59％となっております。従量料金の設定に当たりましては、必要となる総括原価を回収できる料金水準を確保するとともに、基本料金との負担割合や各水量区分の料金バランス、また今回の案では県内事業体との料金水準との比較なども総合的に勘案しております。その結果として、区分ごとに改定率に差が生じております。

なお、今回の改定料金案②につきましては、必要な総括原価を確保することを前提としつつ、利用者の大部分を占める一般家庭への負担をできる限り抑制するという審議会での意見を踏まえ、料金体系全体のバランスを考慮して設定したものであります。

以上でございます。

○**山中基充議長**　５番、大山嘉代子議員。

○５番　**大山嘉代子議員**　再質疑をさせていただきます。

本水道企業団で今回値上げすることで、水道料金収入全体の割合が、現状の基本料金約29％、従量料金約71％から、改定案では基本料金約34％、従量料金約66％にしました。理由としては、経営安定化に向けて固定費から確実な回収方法として取り入れたものと解釈しています。特に口径20ミリメートルの１か月当たり５立方メートルから20立方メートルの区分には、より多くの使用者がいることから、この層のところに確実な収入源があるという考えなのかお伺いします。

○**山中基充議長**　波田財務課長。

○**波田敦也財務課長**　お答えいたします。

基本料金と従量料金の割合につきましては、ただいま議員がお話しされましたとおり、現行の基本料金約29％、従量料金約71％に対し、今回の改定では基本料金約34％、従量料金約66％としております。これは、人口減少や節水型社会の進展により、今後も使用水量の減少が見込まれる中、水道施設の維持管理や更新など、使用水量にかかわらず必要となる固定的な経費の一部について、基本料金による収入を一定程度確保し、経営基盤の安定化を図るためのものであります。特に口径20ミリメートルにつきましては、令和６年度実績において、調定金額約28億6,200万円のうち約18億3,900万円を占め、全体の約64％となっており、料金収入を支える大きな割合を占めております。また、口径20ミリメートルの調定件数のうち、１か月当たり５立方メートルから20立方メートルまでの使用者による件数は約52％を占めております。さらに、ゼロ立方メートルから25立方メートルまでを見ますと約79.5％を占めております。このことから、口径20ミリメートルの利用者、特に５立方メートルから20立方メートル程度の使用水量の利用者は、料金収入を支える上で大きな割合を占める利用者層であると認識しております。

一方で、基本料金の割合を引き上げるほど使用水量の少ない利用者の負担が相対的に大きくなることから、今回の改定では、基本料金の割合を約５％引き上げ、約34％とするにとどめております。

また、改定料金案②では、利用者の大部分を占める一般家庭への負担を可能な限り抑制するという審議会での意見も踏まえ、料金体系全体のバランスを考慮しております。

したがいまして、今回の料金設定は、特定の利用者層から確実に収入を得ることを目的としたものではなく、料金収入に占める割合が大きい利用者層の負担にも配慮しながら、基本料金による固定的な経費の一部の回収を一定程度確保し、安定した事業運営につなげるという考え方に基づくものであります。

以上でございます。

○**山中基充議長**　５番、大山嘉代子議員。

○**５番　大山嘉代子議員**　最後に５点目、値上げによる水道料金滞納への対応についてです。

令和７年度は、水道料金債権のうち令和元年度の未収金1,020件分、288万864円を不納欠損処理したと伺っております。物価高騰下での水道料金の値上げにより、今後、水道料金の滞納件数は増加することが懸念されますが、この点に関して本水道企業団ではどのように受け止め、対応していくのか教えてください。

○**山中基充議長**　波田財務課長。

○**波田敦也財務課長**　お答えいたします。

水道料金の滞納につきましては、今回の料金改定により利用者の負担が増加することから、今後、滞納件数等に影響が生じる可能性については認識しております。一方で、水道事業は、利用者の皆様からいただく水道料金を主な財源として、施設の維持管理や更新、水道水の安定供給を行っていることから、使用した水量に応じた料金を適正にご負担いただくことが基本であると考えております。また、料金を納めていただいている利用者との公平性や、受益者負担の原則という観点からも、滞納について特定の利用者のみを対象として特別な取扱いをすることは適切ではないと考えております。このため、料金改定後におきましても、料金の公平性や受益者負担の原則を踏まえ、これまでと同様、適正な債権管理に努めてまいります。

以上でございます。

○**山中基充議長**　次に、１番、小川未奈子議員。

○**１番　小川未奈子議員**　１番、小川未奈子です。ただいま議題となっております議案第９号　坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について５点質疑を行います。

１点目、長引く物価高騰下での料金引上げに対する企業団の受け止めについて、２点目、経営合理化と内部努力の取組について、３点目、県水受水費の値上げによる財務への影響等について、４点目、値上げによる影響額について、５点目、今後のさらなる値上げの可能性についてです。

最初に１点目、長引く物価高騰下での料金引上げに対する企業団の受け止めについてです。原材料費の高騰、県水受水費の引上げ等を理由とした水道料金の値上げが検討されていますが、市民は長引く物価高騰により日々の生活に精いっぱいの状態にあります。この生活が苦しい時期に、生命の維持に不可欠な水道料金を引き上げることは、市民生活や地域経済にさらなる負担を強いることになると考えますが、企業団の受け止めにつ

いて伺います。

○山中基充議長　波田財務課長。

○波田敦也財務課長　小川議員のご質疑にお答えいたします。

長引く物価高騰により市民の皆様の生活や地域経済が厳しい状況にあることは、企業団といたしましても認識しております。また、水道は、市民生活や事業活動に欠かすことのできない重要なライフラインであり、その料金の引上げが市民の皆様の生活や事業者の皆様にご負担をお願いすることについても十分認識しております。一方で、水道事業を将来にわたって安定的に運営していくためには、老朽化した施設の更新や耐震化を進めるとともに、物価高騰や県水受水費の引上げなどに伴う維持管理費の増加にも対応していく必要があります。

今回の料金改定に当たりましては、業務効率化や経費削減など企業団として可能な取組を行うとともに、将来の事業運営に必要となる費用を見通した上で、料金改定が必要な中においても、一般家庭で多く使用される水量区画の改定率を可能な限り抑制するなど、利用者の皆様の負担に配慮して料金体系を設定しております。必要となる財源を確保できないまま料金を据え置くことは、将来の施設更新や維持管理に支障を生じさせ、結果として将来世代に大きな負担をお願いすることにつながるおそれがあります。このため、将来にわたる安定的な事業運営に必要な料金水準を確保することが重要であると判断し、今回の料金改定をお願いするものであります。

以上でございます。

○山中基充議長　１番、小川未奈子議員。

○１番　小川未奈子議員　再質疑いたします。

物価高が続く中、低所得者層や子育て世帯など、特に経済的影響を受けやすい家庭に対する具体的な減免措置や激変緩和対策などは十分に検討されたのかお伺いします。

○山中基充議長　波田財務課長。

○波田敦也財務課長　お答えいたします。

低所得者層や子育て世帯などの経済的な影響を受けやすい世帯への支援につきましては、本来、福祉施策等として対応すべきものであり、水道料金の公正性や利用者間の公平性の観点からも、水道事業の料金制度において特定の世帯を対象として行うことについては、慎重に考える必要があるものと認識しております。現在、構成両市の施策として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、水道の基本料金の免除を実施しておりますが、今回の料金改定に伴う個別の減免措置につきましては、現時点では予定しておりません。

また、激変緩和につきましては、今回の料金改定において段階的に料金を引き上げる方法についても検討を行っております。しかしながら、料金算定期間において必要となる総括原価を回収するためには、１回目の改定で料金の引上げ幅を抑えた場合、その抑えた部分についても２回目の料金改定で回収する必要があります。そのため、段階的な改定とした場合には、結果として２回目の料金改定における引上げ幅が大きくなり、将来の利用者の負担が大きくなることも考えられることから、今回は１回の改定で必要な料金水準を確保することといたしました。

以上でございます。

○**山中基充議長**　１番、小川未奈子議員。

○**１番　小川未奈子議員**　再々質疑いたします。

生活保護受給者等の減免制度が廃止される中で、生活困窮世帯への影響は避けられません。企業団と坂戸市、鶴ヶ島市との連携や支援策の予定はあるのかお伺いします。

○**山中基充議長**　波田財務課長。

○**波田敦也財務課長**　お答えいたします。

現時点で予定はございません。

以上でございます。

○**山中基充議長**　１番、小川未奈子議員。

○**１番　小川未奈子議員**　次に、２点目、経営合理化と内部努力の取組についてです。

料金改定の前に、企業団において経営合理化と内部努力が十分に尽くされたのかどうかを確認する必要があると考えます。料金値上げを市民に対して要請する前に、事務事業の見直し、広域化やＤＸなどによる効率化を図るなどして企業団としてコスト削減に向けて自らが必要な改善を行ってきたのか、その具体的な数値と成果としてお示しいただけるものがあればお願いいたします。

○**山中基充議長**　波田財務課長。

○**波田敦也財務課長**　お答えいたします。

当企業団では、料金改定により市民の皆様にご負担をお願いする前に、経費削減及び収入確保に向けた取組を進めてまいりました。まず、工事費の削減につきましては、配水本管布設替工事に舗装本復旧工事を含めた複数年度にわたる継続事業として発注する取組を令和５年度から開始しております。削減効果は工事内容により異なりますが、令和５、６年度継続事業の実績では２％から５％程度、金額にして329万円から1,516万円の経費削減につながっております。

また、国庫補助金の活用につきましては、設計、積算段階からの厳密な整理や交付申

請、実績報告、検査対応など多くの事務負担を伴うものでありますが、企業団では継続的な活用に取り組んでおります。活用額は、令和２年度が9,345万9,000円、令和３年度が１億433万2,000円、令和４年度が１億1,629万6,000円、令和５年度が7,344万4,000円、令和６年度が8,076万2,000円であり、県内56水道事業体ではこの５年間、常に３位の活用額となっております。このほか、今回の料金改定に先立ち、水道利用加入金や手数料の見直しを行うとともに、制度や運用全般についても総点検を実施し、適正かつ効率的な事業運営に取り組んでまいりました。このように、経費削減や収入確保に向けた取組を進め、一定の成果を上げてきたところであり、こうした取組を行った上で、将来にわたる安定的な水道事業の運営に必要な料金水準につきまして検討したものであります。

以上でございます。

○**山中基充議長**　１番、小川未奈子議員。

○**１番　小川未奈子議員**　再質疑を行います。

今後、下水道組合との事務一体化など、さらに踏み込んだコスト削減を行う考えはあるのかお伺いします。

○**山中基充議長**　坂本総務課長。

○**坂本一史総務課長**　お答えいたします。

現在、当企業団では下水道組合との間において、電話機サーバーの共同化、職員研修の合同化のほか水道料金徴収業務について上下水道一括での検針、調定、徴収を実施するなどコスト削減に取り組んでおります。今後につきましても、さらなるコスト削減と業務効率化につながるよう連携、協力してまいります。

以上でございます。

○**山中基充議長**　１番、小川未奈子議員。

○**１番　小川未奈子議員**　再々質疑を行います。

安心安全な水道を次世代につなぐために、当企業団の健全経営に向けた様々な取組をされてきたことは理解いたしました。ですが、物価高騰が続き、給水人口の減少や節水型社会の進展により、今後も安定的な事業環境を維持していくためには、さらなる経費削減に向けた計画も必要であると考えますが、今後どのような計画があるのかお伺いします。

○**山中基充議長**　波田財務課長。

○**波田敦也財務課長**　お答えいたします。

今後の経費削減に向けた取組につきましては、現在策定中の水道事業アセットマネジメント計画（４Ｄ）において、将来の給水人口や水需要の見通しを踏まえた適正な施設

規模を検討し、将来の施設計画を策定することとしております。これにより施設の更新や維持管理について、必要性や優先度を見極めながら効率的かつ計画的に進めてまいります。

また、事務の効率化につきましては、ＤＸの推進に取り組み、生成ＡＩにつきましても業務の効率化や職員の事務負担軽減につながる可能性があることから、具体的な活用方法やセキュリティ面などを含め導入に向けた検討を進めております。今後も施設の適正規模化による投資、維持管理費の抑制に加え、ＤＸや新たな技術の活用による事務の効率化を進めるなど、将来の事業環境を見据えた経営改善に継続して取り組んでまいります。

以上でございます。

○山中基充議長　１番、小川未奈子議員。

○１番　小川未奈子議員　次に、３点目、県水受水費の値上げによる財務への影響等について伺います。

令和８年４月から県水が値上げとなりましたが、本条例の施行期日は令和９年４月１日であり、１年間のタイムラグがあります。この間の企業団の財務への影響及び内部留保資金の活用計画についてお伺いします。

○山中基充議長　波田財務課長。

○波田敦也財務課長　お答えいたします。

埼玉県による水道用水供給事業の料金につきましては、改定前は１立方メートル当たり税抜きで61.78円、改定後は74.74円であり、12.96円の値上げです。影響額は、税込みで年間約２億3,000万円の増額となります。令和８年度におきましては、県水受水費の増加による影響を踏まえつつ、事業費や資金需要を見極めながら、企業債の発行と併せて内部留保資金を適切に活用し、安定した資金繰りに努めてまいります。

以上でございます。

○山中基充議長　１番、小川未奈子議員。

○１番　小川未奈子議員　再質疑を行います。

中長期的な財政見通しについてですが、管路や施設の老朽化対策は急務でありますが、計画的かつ持続可能な財政運営が求められると考えます。老朽化対策を理由に安易な一律値上げに頼るのではなく、活用できる補助金はないのか、必要に応じた基金の取り崩しについては検討されたのでしょうか、お伺いします。

○山中基充議長　波田財務課長。

○波田敦也財務課長　お答えいたします。

国庫補助金につきましては、現在、幹線管路更新事業や導水管布設替工事において対象となる補助制度を活用しており、今後も引き続き活用してまいります。また、令和７年度から令和９年度までの債務負担行為として策定を進めております水道事業アセットマネジメント計画につきましても、計画策定に要する費用が令和７年度から新たに補助対象となったことから、発注後ではありましたが、補助制度の活用可否について埼玉県を通じて国に確認を行いました。その結果、令和９年度に実施する分については申請が可能であることを確認できたため、今年度、概算要望を行ったところであります。このように利用可能な補助制度については、その対象や要件を確認しながら可能な限り活用し、企業団の財政負担の軽減に努めてまいります。また、内部留保資金につきましても、将来の施設更新や修繕等に必要な資金を確保することを基本としつつ、事業費や資金需要を見極めながら必要に応じて適切に活用してまいります。

なお、企業団には特定の基金は設置しておりません。今後も国庫補助金等の活用に加え、内部留保資金についても適切に活用しながら、将来にわたって持続可能な財政運営に努めてまいります。

以上でございます。

○山中基充議長　１番、小川未奈子議員。

○１番　小川未奈子議員　次に、４点目、値上げによる影響額についてです。

まず、一般世帯で最も利用の多い水量帯、１か月当たり口径13ミリメートルで５から10立方メートル、20ミリメートルで15から20立方メートル使用時における実質的な月額負担増の試算をお伺いします。

○山中基充議長　波田財務課長。

○波田敦也財務課長　お答えいたします。

口径13ミリメートルでは、１か月当たり５立方メートル使用時は月額115円の負担増、10立方メートル使用時は月額165円の負担増となります。口径20ミリメートルでは、１か月当たり15立方メートル使用時は月額709円の負担増、20立方メートル使用時は月額792円の負担増となります。

なお、金額は税込みです。

以上でございます。

○山中基充議長　１番、小川未奈子議員。

○１番　小川未奈子議員　再質疑を行います。

市民や事業者にとって水道料金の値上げは大きな負担増となります。令和９年４月施行に向けて、市民への分かりやすく丁寧な周知を行う必要があると考えます。具体的に

どのような周知を行っていく予定なのかお伺いします。

○**山中基充議長**　波田財務課長。

○**波田敦也財務課長**　お答えいたします。

今回の料金改定につきましては、市民の皆様や事業者の皆様への影響が大きいことから、令和９年４月の施行に向け、分かりやすく丁寧な周知に努めてまいります。具体的には、構成両市の広報誌９月号への掲載を予定しております。また、10月及び11月の検針時には、検針票と併せて当企業団の広報紙を配布し、料金改定の内容や改定後の料金についてお知らせいたします。さらに、当企業団のホームページにも料金改定に関する情報を掲載し、よくある質問をまとめ掲載する予定としております。あわせて、改定後の料金を試算できる料金計算ツールをエクセルデータで掲載し、ご自身の使用水量に応じた料金や負担額を確認していただけるようにいたします。また、年間の料金影響額が10万円以上となる大口使用者の皆様に対しては、個別に案内文を送付し、改定による影響額の概算をお示しする予定です。

今後も料金改定の内容や市民、事業者の皆様への影響について、できる限り分かりやすい情報提供を行い、十分にご理解いただけるよう丁寧な周知に努めてまいります。

以上でございます。

○**山中基充議長**　１番、小川未奈子議員。

○**１番　小川未奈子議員**　次に、５点目、今回の値上げによって将来にわたり安定的な供給体制が本当に確保されるのか。また、今後さらなる追加値上げの可能性は検討されているのかについてお伺いします。

○**山中基充議長**　波田財務課長。

○**波田敦也財務課長**　お答えいたします。

今回の料金改定では、算定期間を令和９年度から令和14年度までの６年間と設定し、その期間の総括原価を算定するとともに、安定した事業運営に必要な資金残高を確保できる料金水準を算定しております。したがいまして、今回の料金改定により、令和14年度まで予定している事業を着実に実施し、安定した事業運営を継続できるものと考えております。

一方で、今後の物価動向や埼玉県用水供給事業の料金動向など先行きが不透明な要素もあることから、引き続き経費削減に努めるとともに、経営効率化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○**山中基充議長**　１番、小川未奈子議員。

○**１番　小川未奈子議員**　再質疑を行います。

現時点では、少なくとも令和14年度まで追加値上げは行わずに事業を継続できるとのことです。では、令和15年度以降の料金改定について、方針があればお伺いします。

○**山中基充議長**　波田財務課長。

○**波田敦也財務課長**　お答えいたします。

料金改定に関する今後の予定につきましては、料金算定期間の最終年度を迎える前に、おおむね５年ごとに審議会を通じて料金改定の検討を行っていく方針としております。また、今回の水道料金審議会からの答申書において、「資産維持率については、本企業団における中長期的な施設の整備・更新計画、財政計画等に照らし、水道施設の計画的な更新等の原資を確保する上で十分な水準となっているか、引き続き検証されたい」との附帯意見をいただいております。このことを踏まえ、今回1.1％と設定した資産維持率につきましても、中長期的な施設更新需要を踏まえ、必要な更新財源を確保できる適正な水準について検証してまいります。

以上でございます。

○**山中基充議長**　次に、８番、長谷川清議員。

○**８番　長谷川　清議員**　８番、長谷川です。議案第９号につきまして３点ほど質疑をさせていただきたいと思います。

この議案は、水道料金の改定、値上げの議案であります。企業長が議員の時代に一般質問で、こういう値上げに関しては、その前にやることがある、徹底的な経費削減が必要だというのをチェック側の人間のときに指摘をされていた方が、今回企業長になられて値上げの議案を出されてきたと。当然坂戸、鶴ヶ島水道企業団の水道料金は東武東上線沿線の団体の中で最も高い水道料金なので、県水の値上げが原因の多くを占めているということはあったのです。やはり経費削減をどうしていくかという値上げの裏にある努力、経営体としての努力がどういうふうになっているのかを確認させていただくという意味で、３点。

１点目が人件費について、２点目が水質検査について、３点目が有収率の向上についてであります。

１点目の人件費の部分の質疑をさせていただきたいと思いますが、企業団の職員数、私は非常に人数が多いと思います。企業団の形で事業体として行っているところと、直営でやっているところとありますが、当市はそういったものを勘案しても非常に職員数が多いのではないかと私は思っているのですが、これについて、今適正な合理的な説明、適正であるのかどうかという、多いのか少ないのかというところの合理的なご説明をお

願いしたいと思います。

○山中基充議長　坂本総務課長。

○坂本一史総務課長　長谷川議員のご質疑にお答えいたします。

職員の定員管理につきましては、当企業団と給水人口が同規模である15万人から30万人の県内の７事業体の水道事業に関わる職員の平均は34人となっております。しかしながら、当企業団では市の水道部とは異なり、水道事業の運営に加え、議会運営、監査、人事、財務、入札、契約、情報システム、広報、防災などを担当する総務財務系の職員が必要となります。また、水道水の安全性に対し迅速な対応が取れるよう直営での水質検査を実施しているため、水質検査を行う職員も必要となります。このことから、当企業団の適正職員数は、他事業体の平均職員数である34人に、総務財務系の職員、水質検査職員を見込み、目標で合計50人としておるところでございます。

また、違う角度からも適正職員数につきましては、検証を実施いたしました。職員数につきましては、事業規模や委託への依存度によって大きく異なることから、その点を考慮し、試算をいたしました。試算といたしましては、東上線沿線12事業体（川越市、東松山市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、滑川町、嵐山町、小川町、寄居町）において、委託料を含めた人件費関連費用の総費用に対する割合を比較したところ、企業団より人件費関連費用の割合が高かったのは12事業体中５事業体、ほぼ同等だった事業体は２事業体、下回った事業体は５事業体でございました。当企業団は、人件費関連費用の割合ではほぼ中央値に位置しておりますことから、目標といたしまして適正な人数であると考えております。

職員数につきましては、地方公務員の定年の引上げに伴い、職員が65歳までフルタイムで働くと想定した場合、年代別で偏りが見られることから、技術の継承に支障がないよう新規採用をしつつ、令和21年度に目標となる計画でございます。

以上でございます。

○山中基充議長　８番、長谷川清議員。

○８番　長谷川　清議員　再質問させていただきます。

今のご説明で15万人から30万人の事業体の平均でいうと34人、当市が一部事務組合であるということで、総務系の職員が必要になってくるのと、水質検査を独自で、自前で行っているということで、その水質検査の要員の職員も、それが合計で何人になるのか。先ほどの50を目標としているということは、34人プラス16なのかどうか。現状でどのような配置になっているのかをお示しをいただきたいのが１点。

それから、東上線沿線の12事業体の中で、ご説明を人件費割合というところであった

のですが、少ないところは当企業団の10分の１の事業体、多いところは当企業団の２倍のところです。全く給水人口が全然違うところを多い少ないというふうにして比較のしようがないのです。先ほどの15万から30万の比較においても、当事業体は17万人ですから、15万人から比較すると、これは約10％当企業団より少ない。それから、30万というと、うちより70％給水人口が多いと。全然違うわけです。私は、30％プラスマイナス。当企業団の30％マイナスが12万人の給水人口、それから30％プラスが22万人の給水人口、これは県内で８事業体あるのです。そこを計算していくと平均で24人ぐらいなのです。というところは、そこからあと先ほどお聞きした水質検査をする職員が何人そこにプラスになって、一部事務組合だからさらに総務系の職員の配置が何人必要になるかというのを足していけば当市の当企業団が多いか少ないかが合理的に比較できるなと私は思っているので、その部分についてお示しをいただきたい。

あわせて、２番目の再質疑の３番目になりますが、人員削減での現状での取組について、併せてご説明をお願いします。

以上３点、お願いします。

○**山中基充議長**　坂本総務課長。

○**坂本一史総務課長**　先ほどの答弁のところ、当該企業団の特有職員数は、同等規模自治体の総務財務系の職員の平均５人と、先ほどの企業団特有の職員が14人に対して、９人を見込んでおります。合計14人を総務財務のほうで見込んでおります。こちら令和８年度４月現在でございますが、総務系のほうは８人、財務系のほうは７人で、合わせて15名でございます。

私たちの行った分析とは異なる分析方法でのご指摘につきましては、貴重なご意見として承らせていただきたいと思います。企業団といたしましては、限られた人員の中でサービスを維持しながら適正かつ効率的な運営ができる体制を目指すため、議員のご指摘の視点からの分析を含め、多角的な分析により今後も業務量と適切な役割を踏まえた適正な職員数について検討をしてまいります。

また、ご指摘いただきました取組の削減につきましては、企業長からの方針の下、令和７年度に人事管理方針を作成させていただいております。人事管理計画を改め、従来の計画と比較し、直近では令和８年度では55名を53名とし２名の減、令和９年度では56名から55名の１名減としたところでございます。また、適正な管理職職員数を新たに定め、令和８年度では前年度比7.5％の減、具体的には課長職以上を３名減、主幹級を１名減とし、人件費を抑えるよう取組を実施したところでございます。さらに、会計年度任用職員制度を活用する方針を示し、昨年度には関係する条例、規則等を制定及び改正し、

今後の運用にはなりますが、職員数を削減できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

なお、今後につきましてもＤＸ、生成ＡＩの活用など効率化の取組を含め、人件費の削減に努めてまいりたいと思います。

すみません、あと先ほど水質の人数でございますが、６人でございます。

以上でございます。

○山中基充議長　８番、長谷川議員。

○８番　長谷川　清議員　再々質問になります。

今ご説明いただいた中で、私の先ほど比較をした同程度の給水人口、マイナス30％の事業体からプラス30％の事業体、８市あるのですが、それは貴重な意見として承っておりますというふうな合理的ではないご説明をいただいたのですが、そこを見ると多いですよ、すごく。それで、先ほどお話しいただいた水質検査員の方が６人、それから総務系の人がプラス七、八人ですか、15人ぐらいだということを、やっぱりどうしても僕が計算する限りでは平均で十三、四人多いと聞いているのです。先ほどの類似の８市の中で、特に職員数が少ない戸田市ベースで計算すると十五、六人多いと。一番人件費が割合が多い８市の中で入間市、ここと比べても六、七人というところです。お一人の職員さんの人件費は860万円ぐらいとお聞きしているので、15人も多くなってくるともう億単位の人件費が多いということなので、しっかりその辺を管理職の定数を減らしているというご努力はお聞きしましたが、相対的に他団体と比較してやはり必要な削減の努力は、私は必要だと思います。

最後に、１番目ですけれども、企業長側、先ほどご指摘をさせていただきましたが、徹底的な経費削減という意味で、どのようなご指示をされて今回のこの議案を提出されてきているのか、最後にお聞かせをいただきたいと思います。

○山中基充議長　小川企業長。

○小川尋海企業長　人件費の削減に関する考え方について、私の考えを申し上げます。

先ほどの答弁にもありましたとおり、私の指示の下で人事管理、定数に関してこれまでとは少し違った取組を進めているところでございます。具体的に申し上げますと、先ほどの答弁にもありましたとおり、今年度で課長級を３名、主幹級を１名管理職を削減しました。また、具体的に申し上げると、例えばですけれども、事務局次長に課長職を兼務していただいていたりとかというところで、これまでの管理職がカバーしなかった大きな範囲をカバーしていただいているところになります。また、これまで企業団として検討を進めていたのですけれども、なかなか実施まで進んでいなかった事業というの

もございます。そうしたところも現時点で指示を出して進めてもらっているところでございます。ですので、人件費の適正化に関しましては、今後業務への影響も含めまして、職員とよく相談をしながら慎重に検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○**山中基充議長**　８番、長谷川清議員。

○**８番　長谷川　清議員**　ぜひ合理的な分析をしていただいて、立場が変わって言っていることが全く違ってきてしまったというわけではないのかなと思いますので、ぜひしっかりと検証をしていただいて、経費削減につなげていただきたいと思います。

２点目に行きます。水質検査の部分であります。こちらも企業長はこれまでの一般質問で、さいたま市と当企業団だけが独自で水質検査をやっている。経費の無駄ではないかということで削減の方針を、これは選挙公約、不採算事業の廃止という多分意味でこれを指摘されているのだと思うのですが、今回この値上げに際して、これを不採算事業と考えるのか経費の削減と考えるのか、全く別に市民の命を守り安全を守っていくための必要な施策と考えているのかがよく見えてこないものですから、その部分についてどのようなお考えで検証された結果、本議案の提出に至っているのかというところについてご説明をお願いしたいと思います。

○**山中基充議長**　髙橋事務局次長。

○**髙橋俊行事務局次長**　お答えいたします。

水質検査については、可能な限りのコスト削減を実施しつつ、費用面でも採算が取れる財政となるよう検討を進めてまいりたいと考えてございます。

コスト削減につきましては、直近では、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡを検査するために機器整備を行いましたが、この分析機器をフル活用し、現在稼働中の分析機器３台を統合することが可能となり、10年間で3,600万円のコスト削減の見込みとなります。また、検査設備の運用方法見直しで、10年間で1,200万円のコスト削減、水質検査システムに係る経費についても職員が構築及び管理することで、10年間で1,500万円のコスト削減につながっております。今、申し上げた取組において、合わせますと10年間で6,300万円のコスト削減となります。

以上でございます。

○**山中基充議長**　８番、長谷川清議員。

○**８番　長谷川　清議員**　再質疑をさせていただきます。

10年間で6,300万円の経費削減になるという説明をいただいたということは、今後も

この水質検査は、当企業団は自前で行っていくということのご説明だと承ったわけですけれども、それで企業長としてはよろしいのでしょうか。

○**山中基充議長**　小川企業長。

○**小川尋海企業長**　水質検査につきましては、前回の定例会でも議員の皆様から様々なご意見を頂戴したところでございます。私としましては、水質検査に関しましては、不採算でなければ継続が可能かなというふうに考えておりますので、今職員と相談をして、今我々が持っている水質検査体制でどうすれば収益を上げられるか。これが多分これまでになかった視点かと思います。水質検査で何か収益を上げようという視点、これまでなかったというふうに思いますので、こういった取組で採算が取れるようでしたら坂戸、鶴ヶ島水道企業団の強みとして水質検査を売りにしてもよいのではないかなと私自身は思っておりますので、そういった検討を進めながら議員の皆様と相談しながら、どうしていくかというところは検討してまいりたいというふうに考えております。

○**山中基充議長**　８番、長谷川清議員。

○**８番　長谷川　清議員**　考え方が変わられたというようにお聞きしたのですが、私自身は水質検査は自前でやることに対して反対ではないのですから、いいほうに変わってよかったなというふうにして思いました。ぜひ職員の皆さんに、今は議員のほうにもご相談しながらということがありましたので、早い時期に、その辺をふらふらさせておいて置いておくというのは非常に問題があると思いますので、早めに方向性をお示しいただければと思います。

３点目に行きます。有収率の公表についてであります。１点目、２点目についてはある意味、効率性、コストカットの質疑だったのですが、３点目はもう完全な無駄です。水道が漏れて出ていってなくなってしまう。これをどうやって100％に近づけるかというところが経費の無駄をなくすという意味で必要なことかなと思うのですが、現状の有収率と施策と、どのくらいの無駄につながっているものなのか、その辺の現状について説明をお願いしたいと思います。

○**山中基充議長**　新堀施設課長。

○**新堀　迅施設課長**　長谷川議員のご質疑にお答えいたします。

令和７年度の実績でございますが、91.55％ということで、当企業団の有収率は、92％弱でございます。有収率が１％改善するということは、同じ水量を使用者の皆様に供給するために必要となる配水量を削減できるということになります。令和７年度の年間配水量1,906万3,621立方メートルを基に算出いたしますと、約１％に当たる19万636立方メートルの配水量を削減できる計算となります。この削減量を全て埼玉県企業局から購

入している水道用水で賄っているものとして換算いたしますと、令和８年４月１日からの受水単価１立方メートル当たり74.74円を乗じ、消費税を加算することで約1,567万円の受水費削減効果が見込める計算となります。

以上でございます。

○**山中基充議長**　８番、長谷川清議員。

○**８番　長谷川　清議員**　１％が改善すると1,500万円が無駄にならないで済む。今92％ぐらいの有収率ですから、目標としては、100％にできるかどうかは別として、あと８％の努力の余地があると。金額に直すと１億2,000万円ほどの無駄が削減できるという形になる。そういう視点で、私は調べると和光市が99％台ということで、ほとんど100％に近いという現状があるわけですが、埼玉県の平均を見ると有収率が約92％ですから、当企業団はちょうど平均ぐらいというところなのだと思うのですが、それでではあと向上させていく努力の方向の仕方、その辺についてちょっとご説明をお願いしたいと思います。

○**山中基充議長**　新堀施設課長。

○**新堀　迅施設課長**　お答えいたします。

長谷川議員のおっしゃるとおり、埼玉県が公表する令和６年度水道統計資料によりますと、和光市の有収率は99.1％でございます。和光市の管路延長等を見ますと、管路延長は約158キロメートル、法定耐用年数である40年を経過した管路の割合が14.4％となっております。一方、当企業団におきましては、管路延長が約654キロメートル、法定耐用年数を経過した管路の割合が42.3％となっており、和光市と比較すると、管理する管路延長が約４倍、老朽化した管路の割合が約３倍となっております。配水管路における漏水につきましては、経年化による管路の本体や継手部分の劣化などが主な要因の一つであることから、当企業団では、計画的な管路更新を継続して実施するとともに、効率的な漏水調査を行い、早期発見、早期修繕に努めております。

以上でございます。

○**山中基充議長**　８番、長谷川清議員。

○**８番　長谷川　清議員**　当企業団の管路の総延長数ですとか40年を超えた管路の率というようなご説明をいただいたのですが、私もその辺は調べたところ、当然管路が長ければ漏れていくところも多いですし、老朽管が多ければそこから漏れていくことは多いのですが、そうではない事業体も結構ありまして、明確な相関関係があると言えるのかどうか。要するにイメージでそういうふうに思うのはあるのですが、そこの裏にはいろんなご努力があったりという部分もあるのだと思います。ぜひそういった意味で、先ほど

の８％の余地をどう上げていくかというところで、最初と最後、企業長がその辺をやはり一般質問の中で耐震化の前倒しですとかそういったようなご説明をされて、それが有収率の向上につながるのはもう間違いないかと思うので、その辺のお考えについて、どういうふうにして有収率を上げていくかという話はどういうふうにしてご指示を出していくのかというところのお考えをお聞きして、最後に説明いただきたいと思います。

○**山中基充議長**　小川企業長。

○**小川尋海企業長**　有収率の改善について私の考えを述べさせていただきます。

有収率に最も関わるのはやはり漏水調査かなというふうに考えております。漏水調査に関しましては、私が水道議会議員のときから何かＡＩを使って漏水箇所を特定したほうがいいのではないか、衛星を使って漏水箇所が分かるシステムがあるみたいだから導入したほうがよいのではないかと提案などをさせていただいたところでございます。そういったところの費用的なコスト面、やはりランニングコストなどを検討して、今のところはちょっと導入を見送っているようなところでございます。引き続き調査研究をしながら、適正な漏水調査など有収率の改善を図れる取組を検討してまいりたいというふうに考えております。

○**山中基充議長**　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○**山中基充議長**　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、本案に対する反対討論の発言を許可します。

５番、大山嘉代子議員。

○**５番　大山嘉代子議員**　５番、大山嘉代子です。ただいま議題となっております議案第９号　坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

人は、水がなくては生きてはいけません。水は公共の財産です。憲法25条は、全ての国民は健康で文化的な生活を営む権利を有する生存権を保障し、国は公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと規定しています。これを受け、水道法は清浄にして豊富、低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とするとしています。水道には一部の住民への恩恵ではなく、全ての住民の命と暮らしを守る役割があるということです。安全で安心な水を手に入れることは私たちの生きる権利であり、それを保障するのは国や自治体の義務であります。本年度４月より埼

玉県の水道用水供給事業の料金が21％も引き上げられ、県水への依存度の高い当企業団にとっては、その影響は非常に大きく、年間２億3,000万円もの受水費の増加が見込まれることとなりました。そのため、当企業団においては昨年から審議会を設置し、審議を重ねてきましたけれども、水道用水供給事業のこの料金値上げによる影響が多大で、この当企業団では健全な経営取組をするために多くの分野にわたり総点検をし、水道利用加入金の見直しや制度の見直し、経営効率化、経費削減に取り組んでいったことは並々ならぬ努力がうかがえるものがあります。

しかし、健全な経営を維持するために、当企業団は受益者負担として水道料金の値上げに踏み切ったのです。独立採算制のシステムには大きな壁があり、矛盾があります。自治体が憲法や水道法に従って提供する公営水道と事業で利用する工業用水、工業用とは区別して考えるべきではないかと思います。生活していくのに必要な水の値段を安く設定するのは当然であります。ここに独立採算方式を取っているには限界があるということを指摘しておきます。

一方、私たち庶民の暮らし、生活環境を見ますと厳しいものがあります。働いている勤労者にとって賃金アップ以上に物価高騰で、生活にゆとりがありません。ましてや年金で生計を立てている高齢者にとっては、この物価高騰は大変厳しいものがあります。坂戸市においてですけれども、２年連続の国保税の大幅値上げがありました。そして、下水道の料金の値上げもありました。ガソリンや灯油の値上げ、挙げたら切りがありません。そんな中で、この水道料金の値上げは、まさにとどめを刺すものです。今回の値上げの平均改定率は36.33％です。これは大きな引上げです。改定料金案について、３つの視点から家計への負担に配慮した料金改定だが、一般家庭で加入している口径は、13ミリメートル、20ミリメートルで、これはほとんど10割近くが一般家庭で利用しているものです。その口径13ミリメートル家庭の２か月の改定料金が3,190円、口径20ミリメートル家庭の改定料金は何と7,106円ということでした。驚くほどの金額です。近隣の市町村から見ても当企業団が一番高い。口径13ミリメートルでは、ほかの市町を見てみると2,000円から2,800円、場合によっては1,600円から1,800円台、それぞれの市町村によっては面積も違えば条件も違うということはあるにしても、こんなにも値段に差があります。口径20ミリメートルでは3,850円から4,576円、5,500円、あるいは6,466円です。当企業団にとっては7,000円台の大台に上ってしまう、いかに当企業団が高料金であるかと言わざるを得ません。改定率を見て今回基本料金は750円から1,230円に改定され、改定率もここのところは64％と非常に狭い範囲でありますけれども、一番利用者が多いところ。従量料金についても20立方メートルから50立方メートルと平均的に使用す

る家庭の層の厚い層のところから改定率を59％と数値が集まっている。ここに多くの人が使用する層が厚い部分のところに高い数値が現れている、こういうことから考えましてが一つと、もう一つは、先ほども質疑で行いました水道料金の不納欠損、ここにおいても毎年毎年５年間1,020件、約288万円もの回収が未納であった。未収であったという、これを踏まえると、これから値上げのことを考えると、もっと増えるのではないか、このことが危惧されます。答弁でも、県水受水の料金が上がるたびにこの当企業団にも大きな影響があるという話で、そのたびに見直しなどこの先起こらないとも限りません。そういうことを考える上で、これ以上自己水から取るのも無理だという話も先ほどの答弁でありましたけれども、この県水に頼らざるを得ない今の現状は、本当に厳しいものと言わざるを得ません。そういう意味で、このような状況下で大幅な値上げを行う改正案を認めることはできません。

以上申し述べて、本議案に対しての反対討論とさせてもらいます。

以上です。

○**山中基充議長**　次に、賛成の討論の発言を許可します。

７番、柴田文子議員。

○**７番　柴田文子議員**　７番、柴田文子です。ただいま議題となっております議案第９号坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件につきまして、賛成の立場から討論を行います。

現在、水道事業の収益基盤は、給水人口の減少、節水型社会の進展などの要因により縮小傾向にあります。さらに、昨今の物価高騰により事業費は年々上昇しており、令和８年４月からは埼玉県企業局による水道用水供給事業の料金が21.0％引き上げられております。一方で、将来にわたって安全で強靭な水道を維持するため、水道施設の更新事業は継続していく必要があります。本案は、このような状況を踏まえ、知識経験者と水道使用者によって構成される坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道料金審議会において慎重な審議が行われ、その答申に基づくものであり、安全安心な水道を次世代へつなぐために必要な改正であると理解します。

以上申し上げましたとおり、今回の改正については、将来にわたり安全で強靭な水道サービスを維持するために必要な改正であることから、本案に対しての賛成討論といたします。

○**山中基充議長**　ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声〕

○**山中基充議長**　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより日程第９、議案第９号　坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○**山中基充議長**　起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**山中基充議長**　日程第10、議案第10号　令和７年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

小川企業長。

○**小川尋海企業長**　ただいま議題となっております議案第10号　令和７年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計決算の認定について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和７年度における水道事業会計決算の概要について申し上げます。水道事業収益につきましては34億7,106万9,109円、水道事業費用につきましては33億8,820万1,460円となり、この結果、1,694万7,497円の純損失となりました。この純損失1,694万7,497円につきましては、前年度繰越利益剰余金で補填するものであります。なお、当年度未処分利益剰余金については、議会の議決を要する処分は行わず、翌年度の繰越利益剰余金として計上します。

次に、翌年度への繰越工事資金を除いた資本的収入につきましては２億6,055万9,155円、資本的支出につきましては13億5,491万7,883円となり、資本的収支の不足額10億9,435万8,728円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、繰越工事資金及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。令和７年度におきましては、損益勘定である収益的収入及び支出では、営業損益、経常損益及び純損益の全てで損失を計上し、特に営業損失については、水道企業団発足以来最大の損失額となりました。資本的収入及び支出では、引き続き水道施設の更新、耐震化に取り組んだ結果、現金預金は２億4,996万4,960円減少し、期末残高は18億1,385万9,152円となっております。

このような状況にあり、令和８年度においても必要な事業費の一部を企業債の発行により調達いたしますが、引き続き経費削減、経営効率化の取組を進めてまいります。

なお、この決算につきましては、地方公営企業法第30条第２項の規定に基づき、去る６月25日、監査委員の審査を受けておりますことを申し添えます。

慎重ご審議の上、速やかなるご認定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○**山中基充議長**　次に、監査委員から決算審査の結果についてのご報告をお願いします。

佐藤監査委員。

○**佐藤浩一監査委員**　それでは、決算審査の結果につきましてご報告を申し上げます。

地方公営企業法第30条第２項の規定に基づきまして、令和７年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計決算につきまして、令和８年６月25日に企業団事務所におきまして決算審査を行っております。

当該決算につきましては、決算報告書及び財務諸表並びに附属書類を審査いたしましたところ、決算数値は正確であり、諸書類も関係法令に準拠して作成をされ、会計経理も地方公営企業法会計規定及び諸規程に従って処理をされており、いずれも適正と認められました。

なお、内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

以上、審査の結果報告とさせていただきます。

以上でございます。

○**山中基充議長**　これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○**山中基充議長**　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○**山中基充議長**　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第10、議案第10号　令和７年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○**山中基充議長**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。

◇

◎議長の挨拶

○**山中基充議長**　閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、早朝よりご出席をいただき、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会が開会され、提出されました議案につきましては慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てを終了することができましたことを心よりお礼を申し上げます。

これから坂戸、鶴ヶ島両市の定例会を控え、大変忙しい時期を迎えますが、議員各位をはじめご参会の皆様には、健康に十分ご留意の上、今後とも水道事業の発展のためご尽力いただきますことをお願いを申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

◇

◎企業長の挨拶

○**山中基充議長**　企業長から発言を求められておりますので、これを許可します。

小川企業長。

○**小川尋海企業長**　閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、早朝よりご参集をいただき、ご提案申し上げました議案につきまして慎重ご審議、ご議決を賜り、誠にありがとうございました。

本日、議員各位から賜りましたご意見、ご提言は、今後の水道事業発展のため役立ててまいりたいと思いますので、今後ともご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、暦の上では間もなく立秋を迎えますが、まだまだ暑さ厳しく、１年で最も気温が高くなる時期でございます。議員の皆様におかれましては健康に十分ご留意いただき、なお一層のご活躍をご祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告　（午前１１時４１分）

○**山中基充議長**　これをもちまして、令和８年第３回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会の議事を閉じ、閉会いたします。

本日は、大変にご苦労さまでした。